

議案第19号


つくばみらい市父子及び母子家庭等福祉金支給条例を廃止する条例

つくばみらい市父子及び母子家庭等福祉金支給条例（平成18年つくばみらい市条例第65号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

今後はひとり親家庭等に対し、より有益性の高い事業への転換を図ることから、本条例を廃止するものです。